



世界の M&A 事情 ～オーストラリア～

王立委員会による不祥事調査が及ぼす豪州金融セクターへの影響を考える

1. オーストラリアのマクロ環境および政治動向

オーストラリアは日本のおよそ 20 倍の国土があるものの、総人口は 2,500 万人程度であり日本の 6 分の 1 程度にすぎない。その人口は都市に集中しており、東部 3 都市(シドニー・メルボルン・ブリスベン)で総人口の約 50%を占めている。

ただ、その経済成長には目を見張るものがある。1991 年第 3 四半期以降オーストラリアは 108 四半期(27 年)連続の経済成長を遂げており(2018 年第 2 四半期現在)、これは世界最長記録である。背景には 2000 年以降の資源価格の上昇、また資源ブーム後は不動産価格の上昇による牽引がある。各セクターは寡占化が進んでおり、ほぼ 3 つ～4 つの主要プレーヤーが占有していることが多い。

オーストラリアは日本と同じ立憲君主制を採用している(英国王の代理であるオーストラリア総督が与党第一党の党首を首相として任命する)。2大政党(自由党・労働党)が対峙しているが、その「綱引き」は時として突如、大きなインパクトを日々の生活にもたらすことがある。最近の例では2017年4月に時の首相のMalcolm Turnbullが長期就労ビザ(457ビザ)の廃止を発表し、同日施行された(日本人駐在員の多くは、この457ビザの発給を受けていたため、後任人事が不透明になるなどの影響が出た)。移民政策を利用した、支持率の低迷のテコ入れだとも言われている。

そのTurnbull首相は2018年8月に、新エネルギー政策(New Energy Guarantee)に関する閣内不一致を理由に、閣僚内から退陣要求を突き付けられた。1週間で2度の党首選挙を経て、財務相だったScott Morrisonが首相に就任した。一連の党内抗争により野党・労働党の支持率が上昇しており、次回総選挙(遅くとも2019年11月)では労働党への政権交代が見られる傾向が高まっている。

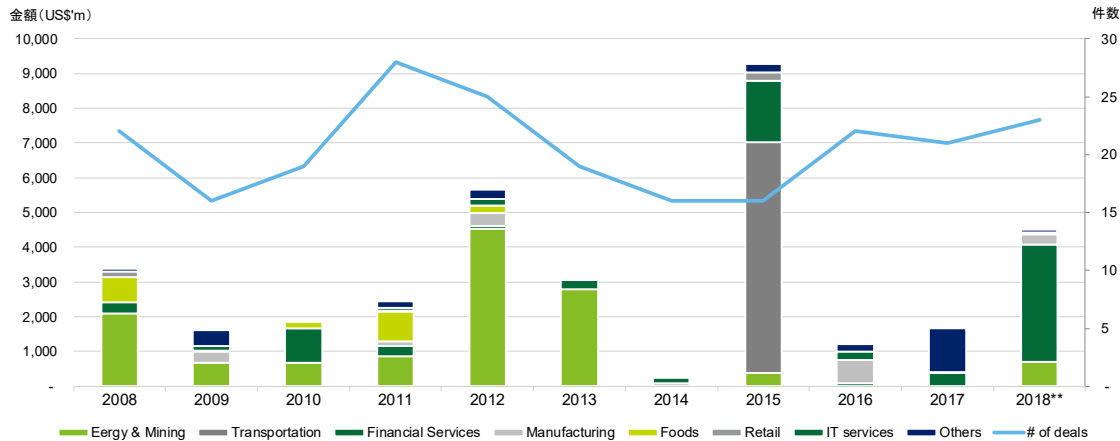
労働党が政権与党となる場合、高騰する不動産価格に歯止めを掛けるような政策(キャピタルゲイン課税の強化など)を打ち出すだろうと推測されている。足元の豪州経済は、既述のとおり不動産が牽引している部分もあることから、経済へのインパクトという観点からも来年の選挙結果が注視される。

II. オーストラリアの M&A マーケットの状況

1. 日豪案件のトレンド

日本企業による豪州企業の買収、また豪州企業による日本企業の買収(併せて以下、日豪案件)は、年平均20件強で推移している。3年程度の周期で大型案件(日本郵政によるToll Holdingsの買収、日本生命による豪州生命保険会社(MLC)の買収など)があるものの、それらを除くと概ね300億円以下の中堅規模の案件が中心である。これは豪州全体のM&Aの特徴とも一致しており、全体の75%強は300億円以下のディールが占める¹。この点は日豪案件には大きな意味がある。オーストラリアは、その国の成り立ちから「アジアのなかのヨーロッパ」という特色があるが、中堅規模の投資額から(セクターによるもの)ある程度のシェアを持って「西洋」世界(かつ英語圏)に投資ができるため、とりわけ資源ブーム以降は、海外展開の「試金石」として投資している日系企業が多いようである。

図表 1: 日豪 M&A 案件*の動向



注記: *日豪 M&A 案件の合計値(うち、日本企業による買収:金額 約 94%、件数 約 87%)

**2018 は 2018 年 1 月～10 月までの year-to-date を表示

出所: レコフ M&A データベースより、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社作成

図表 1 のとおり資源ブームが一巡する 2014 年までは資源関連の案件が中心であったが、2015 年以降は「非資源」に移行し、買収対象セクターが分散している。中でも金融セクターの案件が増えている(図表 2)。パーゼル 3 対応から端を発した豪州 4 大銀行²の資産売却であるが、後述の Royal Commission による業界再編が囁かれるなかで、今後も案件が増えていくものと推測される。

¹ Mergermarket より取得した 2006 年 1 月～2018 年 10 月末のオーストラリアにおける M&A データに基づく

² Australia New Zealand 銀行、National Australia 銀行、Commonwealth 銀行、Westpac 銀行を指す

図表 2: 2015 年以降の主な日豪案件 - 金融セクター

発表年月	取得会社	買収対象会社	取得割合	取得価格 (億円)*	取得先
2015年10月	日本生命	MLC	80.0%	2,040	National Australia Bank
2016年10月	ソニー生命	ClearView Wealth	14.9%	112	Crescent Capital Partners Management Pty Ltd
2017年8月	MS&ADホールディングス	Challenger	6.3%	440	—**
2018年9月	TAL Dai-ichi Life (第一生命)	Suncorp Life & Superannuation	100.0%	521	Suncorp Group
2018年10月	三菱UFJ信託銀行	Colonial First State Group	100.0%	3,280	Commonwealth Bank

注記: * プレスリリースより

** 第三者割当増資による取得

出所: Mergermarket および各社プレスリリースより、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社作成

2. Banking Royal Commission (王立委員会)による金融セクターの業界再編の可能性

Royal Commission とは、乱暴な訳し方をすると「第三者委員会」であり、司法機関に準じた機能をもっている。その調査結果は「報告書」として政策提言も含み発表される。なお「王立委員会」と呼ぶのは、英国王の代理人であるオーストラリア総督が付与する Letters Patent (許可状) をもって設置することに拠るようである。

その正式名称 (Royal Commission into Misconduct in the Banking, Superannuation and Financial Services Industry) が指すとおり、Banking Royal Commission は金融セクターの不適切な行為を調査することを目的としている。野党・労働党を中心に予てから Royal Commission の設置を求めているものの連邦政府は一貫して反対してきた。しかし政局混乱の收拾のため 2017 年 12 月に Turnbull 前首相・Morison 前財務相 (現首相) が設置を発表した。2018 年 9 月に中間報告書が出され、最終報告書は 2019 年 2 月を予定している。

金融セクターは豪州 4 大銀行を中心にコングロマリットを構成しており、保険・リース・退職年金等の事業を傘下に持つ。さらに垂直統合も進んでおり、例えば退職年金では、基金の管理受託、その運用アドバイス、また運用商品の販売などを行っている。中間報告書では金融コングロマリット、とりわけ垂直統合モデルにおける利益相反、また ASIC (Australian Security and Investment Committee: 豪州証券投資委員会) の監督機能の合理性に疑問を投げかけており、現在の金融セクターの「事業のあり方」そのものについて疑義を呈する内容になっている。

このため最終報告書をうけて、金融機関のビジネスモデルが根底から覆されるのではないかと の憶測が広がっている。豪州 4 大銀行等は金融子会社の売却を進めているが (図表 3)、今後の規制等の方向性により売却プロセスが加速し、さらに業界再編が進む可能性がある点には留意する必要があるだろう。

図表 3: 豪州 4 大銀行等*による主な資産売却 (2014 年 1 月～2018 年 10 月)

発表年月	取得会社		買収対象会社		取得先	取引金額 (百万米ドル)
	会社名	本社所在地	会社名	事業		
2014年4月	Equity Trustees	豪州	ANZ Trustees	資産管理	ANZ	141
2014年5月	Gandel Group	豪州	Novion Property Group	REIT	Commonwealth Bank	256
2015年3月	Gandel Group	豪州	Novion Property Group	REIT	Commonwealth Bank	286
2015年10月	Macquarie Group	豪州	Esanda Finance (Dealer finance business)	自動車ローン	ANZ	5,926
2015年10月	日本生命	日本	MLC	生命保険	National Australia Bank	1,739
2017年9月	AIA Group	香港	Colonial Mutual Life Assurance Society (AU事業) Sovereign Assurance Company (NZ事業)	生命保険	Commonwealth Bank	3,022
2017年10月	IIOF Holdings	豪州	OnePath	退職年金基金・投資事業	ANZ	765
2017年11月	Northill Capital	英国	Hastings Funds Management	資産運用 (オルタナティブ投資)	Westpac	-
2018年5月	MS&ADホールディング	日本	BoCommLife Insurance	生命保険	Commonwealth Bank	677
2018年10月	Resolution Life	米国	AMP Life Limited	生命保険	AMP	2,346
2018年10月	三菱UFJ信託銀行	日本	Colonial First State Global Asset Management	資産運用	Commonwealth Bank	2,926

注記: * Australia New Zealand 銀行、National Australia 銀行、Commonwealth 銀行、Westpac 銀行 および AMP の 5 社グループ

出所: Mergermarket より、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社作成

III. 最後に - Deloitte Australia のご紹介

Deloitte Australia は日系企業のサポートに力を入れており、Big4 で唯一、主要な各都市（シドニー、メルボルン、ブリスベン、パース）にディレクター以上の日本人を配置している。各都市の日本人プロフェッショナルを「日系サービスグループ」として部門横断的につなぎ、各人の専門領域を超えたサービスも、その分野に強いオーストラリア人の専門家とともに、タイムリーなサポートができるよう、体制を整えている。

執筆者

デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社
シドニー駐在 篠塚 孝高

デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュートーマツ リミテッド（英国の法令に基づく保証有限責任会社）のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家（公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど）を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事業に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Financial Advisory LLC.



IS 669126 / ISO 27001